

# 資料 7 - 2

## 事業実施地区別資料

# 資料 7 - 2 - 1

## (1) 事前評価個表 (案)

## 事前評価個表

整理 番号	1
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	天塩川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 70ha</li> <li>・事業対象都道府県：北海道</li> <li>・総事業費：162,229千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	323,911千円	
	総費用（C）	126,895千円	
	分析結果（B/C）	2.55	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	2
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	石狩川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 50ha</li> <li>・事業対象都道府県：北海道</li> <li>・総事業費：115,879千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	224,197千円	
	総費用（C）	90,636千円	
	分析結果（B/C）	2.47	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	3
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	十勝・釧路川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 6件、事業実施区域面積 457ha</li> <li>・事業対象都道府県：北海道</li> <li>・総事業費：1,059,120千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,681,236千円	
	総費用（C）	828,425千円	
	分析結果（B/C）	2.03	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	4
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	沙流川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 50ha</li> <li>・事業対象都道府県：北海道</li> <li>・総事業費：115,877千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	218,078千円	
	総費用（C）	90,636千円	
	分析結果（B/C）	2.41	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	5
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	渡島・尻別川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1件、事業対象区域面積 50ha</li> <li>・事業対象都道府県：北海道</li> <li>・総事業費：115,879千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	232,429千円	
	総費用（C）	90,638千円	
	分析結果（B/C）	2.56	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	6
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	馬淵川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 89ha</li> <li>・事業対象都道府県：青森県、岩手県</li> <li>・総事業費：223,497千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	397,506千円	
	総費用（C）	176,434千円	
	分析結果（B/C）	2.25	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	7
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	閉伊川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 4件、事業対象区域面積 58ha</li> <li>・事業対象都道府県：岩手県</li> <li>・総事業費：153,242千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	277,910千円	
	総費用（C）	120,978千円	
	分析結果（B/C）	2.30	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	8
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	北上川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 16件、事業対象区域面積 186ha</li> <li>・事業対象都道府県：岩手県、宮城県</li> <li>・総事業費：491,422千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	833,937千円	
	総費用（C）	387,957千円	
	分析結果（B/C）	2.15	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	9
----------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	米代・雄物川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 23ha</li> <li>・事業対象都道府県：秋田県</li> <li>・総事業費：57,536千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	120,871千円	
	総費用（C）	45,423千円	
	分析結果（B/C）	2.66	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	10
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	最上川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 36ha</li> <li>・事業対象都道府県：山形県</li> <li>・総事業費：89,303千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	195,125千円	
	総費用（C）	70,502千円	
	分析結果（B/C）	2.77	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	11
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿武隈川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 39ha</li> <li>・事業対象都道府県：宮城県、福島県</li> <li>・総事業費：102,415千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	197,471千円	
	総費用（C）	80,856千円	
	分析結果（B/C）	2.44	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	12
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	阿賀野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 3 5 ha</li> <li>・事業対象都道府県：新潟県</li> <li>・総事業費：9 5, 4 1 9 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1 9 1, 0 6 1 千円	
	総費用（C）	7 5, 3 2 6 千円	
	分析結果（B／C）	2. 5 4	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	13
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	信濃川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 15ha</li> <li>・事業対象都道府県：長野県</li> <li>・総事業費：44,263千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	75,788千円	
	総費用（C）	34,941千円	
	分析結果（B/C）	2.17	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	14
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	利根川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 4件、事業対象区域面積 50ha</li> <li>・事業対象都道府県：栃木県、群馬県</li> <li>・総事業費：147,051千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	258,492千円	
	総費用（C）	116,089千円	
	分析結果（B/C）	2.23	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	15
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	相模川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 10ha</li> <li>・事業対象都道府県：山梨県</li> <li>・総事業費：31,766千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	60,426千円	
	総費用（C）	25,074千円	
	分析結果（B/C）	2.41	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	16
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	富士川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 5 件、事業対象区域面積 61 ha</li> <li>・ 事業対象都道府県：山梨県、静岡県</li> <li>・ 総事業費：187,277 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	389,680 千円	
	総費用（C）	147,841 千円	
	分析結果（B/C）	2.64	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	17
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	天竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 13件、事業対象区域面積 151ha</li> <li>・事業対象都道府県：長野県、静岡県</li> <li>・総事業費：447,648千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	916,827千円	
	総費用（C）	353,382千円	
	分析結果（B/C）	2.59	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	18
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	神通・庄川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 10件、事業対象区域面積 123ha</li> <li>・事業対象都道府県：富山県、岐阜県</li> <li>・総事業費：372,926千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	731,471 千円	
	総費用（C）	294,405 千円	
	分析結果（B/C）	2.48	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	19
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	九頭竜川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 4件、事業対象区域面積 85ha</li> <li>・事業対象都道府県：石川県、福井県</li> <li>・総事業費：247,557千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	540,488千円	
	総費用（C）	195,430千円	
	分析結果（B/C）	2.77	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	20
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	木曾川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 29件、事業対象区域面積 362ha</li> <li>・事業対象都道府県：岐阜県、愛知県</li> <li>・総事業費：1,110,213千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	2,405,988千円	
	総費用（C）	876,458千円	
	分析結果（B/C）	2.75	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	21
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	由良川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 3 ha</li> <li>・事業対象都道府県：京都府</li> <li>・総事業費：8,852 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	16,164 千円	
	総費用（C）	6,987 千円	
	分析結果（B/C）	2.31	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	22
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 2件、事業対象区域面積 25ha</li> <li>・事業対象都道府県：京都府、奈良県</li> <li>・総事業費：73,778千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	143,059千円	
	総費用（C）	58,242千円	
	分析結果（B/C）	2.46	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	23
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	宮川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 9 件、事業対象区域面積 8 1 ha</li> <li>・ 事業対象都道府県：三重県</li> <li>・ 総事業費：2 2 9, 9 3 2 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	5 0 7, 0 0 3 千円	
	総費用（C）	1 8 1, 5 1 7 千円	
	分析結果（B／C）	2. 7 9	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	24
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	熊野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 31件、事業対象区域面積 353ha</li> <li>・事業対象都道府県：三重県、奈良県、和歌山県</li> <li>・総事業費：1,043,653千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	2,296,028千円	
	総費用（C）	823,902千円	
	分析結果（B/C）	2.79	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	25
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	紀ノ川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 3件、事業対象区域面積 37ha</li> <li>・事業対象都道府県：奈良県</li> <li>・総事業費：109,186千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	186,756千円	
	総費用（C）	86,195千円	
	分析結果（B/C）	2.17	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	26
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	加古川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 1 件、事業対象区域面積 9 0 ha</li> <li>・事業対象都道府県：兵庫県</li> <li>・総事業費：2 6 5, 6 0 0 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	4 9 7, 8 4 8 千円	
	総費用（C）	2 0 9, 6 7 7 千円	
	分析結果（B／C）	2. 3 7	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	27
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	高梁・吉井川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 7 件、事業対象区域面積 8 5 ha</li> <li>・事業対象都道府県：岡山県、広島県</li> <li>・総事業費：2 4 0, 4 2 9 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	3 9 6, 1 7 0 千円	
	総費用（C）	1 8 9, 7 9 8 千円	
	分析結果（B／C）	2. 0 9	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	28
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	円山・千代川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 11件、事業対象区域面積 157ha</li> <li>・事業対象都道府県：兵庫県、鳥取県</li> <li>・総事業費：409,924千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	857,603 千円	
	総費用（C）	323,601 千円	
	分析結果（B/C）	2.65	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	29
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	江の川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 23件、事業対象区域面積 345ha</li> <li>・ 事業対象都道府県：島根県、広島県</li> <li>・ 総事業費：976,519千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,859,749 千円	
	総費用（C）	770,920 千円	
	分析結果（B/C）	2.41	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	30
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	芦田・佐波川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 16件、事業対象区域面積 198ha</li> <li>・事業対象都道府県：広島県、山口県</li> <li>・総事業費：570,664千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,094,061 千円	
	総費用（C）	450,503 千円	
	分析結果（B/C）	2.43	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	31
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	重信・肱川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 60ha</li> <li>・事業対象都道府県：香川県、愛媛県</li> <li>・総事業費：168,300千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	315,358千円	
	総費用（C）	132,865千円	
	分析結果（B/C）	2.37	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養など水土保全機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養など水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	32
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	吉野・仁淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 15件、事業対象区域面積 191ha</li> <li>・事業対象都道府県：徳島県、高知県</li> <li>・総事業費：519,374千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,419,222 千円	
	総費用（C）	410,013 千円	
	分析結果（B/C）	3.46	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	33
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	四万十川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 14件、事業対象区域面積 159ha</li> <li>・事業対象都道府県：愛媛県、高知県</li> <li>・総事業費：426,397千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	987,654千円	
	総費用（C）	336,613千円	
	分析結果（B/C）	2.93	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	34
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	遠賀・大野川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 11件、事業対象区域面積 89ha</li> <li>・事業対象都道府県：福岡県、大分県</li> <li>・総事業費：234,595千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	530,397千円	
	総費用（C）	185,210千円	
	分析結果（B/C）	2.86	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	35
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	筑後川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 5件、事業対象区域面積 68ha</li> <li>・事業対象都道府県：佐賀県、大分県</li> <li>・総事業費：177,322千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	374,727 千円	
	総費用（C）	139,985 千円	
	分析結果（B/C）	2.68	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	36
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	菊池・球磨川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主な事業内容：箇所数 8件、事業対象区域面積 220ha</li> <li>・事業対象都道府県：熊本県</li> <li>・総事業費：587,410千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,377,978千円	
	総費用（C）	463,725千円	
	分析結果（B/C）	2.97	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	37
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	大淀川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 23件、事業対象区域面積 200ha</li> <li>・ 事業対象都道府県：宮崎県</li> <li>・ 総事業費：505,924千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	1,371,233 千円	
	総費用（C）	399,399 千円	
	分析結果（B/C）	3.43	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		

## 事前評価個表

整理 番号	38
----------	----

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	H25～（おおむね80年間）
事業実施地区名	川内・肝属川広域流域	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所
事業の概要・目的	<p>当事業は、民間による造林が困難な奥地水源地域において水源を涵養<sup>かん</sup>するため、独立行政法人森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成<sup>かん</sup>を行うことを目的としている。</p> <p>具体的には、水源涵養保安林及び同予定地のうち、無立木地、散生地、粗悪林相地等において、独立行政法人森林総合研究所が費用負担者となって造林地所有者、造林者と分収造林契約を締結し、森林整備のための費用負担及び事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な事業内容：箇所数 4 件、事業対象区域面積 4 3 ha</li> <li>・ 事業対象都道府県：鹿児島県</li> <li>・ 総事業費：1 2 0, 8 6 0 千円</li> </ul>		
費用対効果分析	総便益（B）	3 1 1, 9 0 8 千円	
	総費用（C）	9 5, 4 0 9 千円	
	分析結果（B/C）	3. 2 7	
第三者委員会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性：水源涵養保安林等のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等を対象として実施することとしており、水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の発揮のため早急に森林を造成する必要があることから、事業の必要性が認められる。</li> <li>・ 効率性：投下する費用を上回る効果が見込まれており、事業の効率性が認められる。</li> <li>・ 有効性：水源涵養<sup>かん</sup>など水土保持機能の十分な発揮のための適切な施業方法等が計画されており、事業の有効性が認められる。</li> </ul>		